

2020年4月17日

〒531-0076
大阪市北区大淀中一丁目1番88号
梅田スカイビル タワーイースト
積水ハウス株式会社
代表取締役 阿部 俊則 殿

株主

上記株主代理人

弁護士 平井 孝典

弁護士 高瀬 則之

(上記株主及び代理人の表示等は後記
「株主・代理人目録」記載のとおり)

事前質問状(追加2) (第69回定時株主総会について)

前略

当職らは、積水ハウス株式会社（以下「貴社」といいます。）の議決権を有する株主である上記株主（以下「質問株主」といいます。）の代理人として、2020年4月23日に開催される貴社の第69回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に関し、貴社に対し、以下のとおり通知します。

質問株主は、本総会に関し、2020年4月7日付「事前質問状（第69回定時株主総会について）」及び同月13日付「事前質問状（追加）（第69回定時株主総会について）」を提出したところですが、これに追加して、下記の事項について質問しますので、本総会においてご説明ください。

下記の事項は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）にかかる「緊急事態宣言」下における、本総会の開催自体に関する質問です。

なお、当職らの代理権限を証する書面は、既に貴社に送付済みです。
本件に関するご連絡は、当職ら宛にお願いします。

草々

記

【質問事項（説明を求める事項）】

15. 貴社は、2020年4月15日付け「第69回定時株主総会 開催場所・開始時刻変更等について」をホームページに掲載し、本総会の開催場所を「梅田スカイビルタワーウエスト 35階」（以下「変更後の会場」という。）に変更することを発表した。変更の理由は、変更前の会場であった「ウェスティンホテル大阪」より、「同場所の提供が困難であるとの通知を受けた」ためであると記載されている。

変更後の会場に関し、毎日新聞オンラインは、2020年4月11日付で、次のように報じている（以下、この報道を「毎日新聞報道」という）。

<見出し>

「大阪・東淀川税務署員の感染確認 梅田で確定申告担当」

<内容（抜粋）>

「大阪国税局は11日、東淀川税務署（大阪市淀川区）の50代の男性職員が新型コロナウイルスに感染したと発表した。」

「国税局によると、男性職員は同市北区の梅田スカイビルにあった確定申告会場で3月31日と4月2、3、6日の4日間、マスクを着用して納税者の受け付けなどを担当。6日の帰宅後に発熱の症状があり、7日以降は勤務していない。」

<掲載場所（URL）>

<https://mainichi.jp/articles/20200411/k00/00m/040/217000c>

つまり、貴社が開催場所の変更を発表する4日前に、変更後の会場である「梅田スカイビル」で新型コロナの感染者が確認されたことが報道されていたのである。

これに関して、次の事項について説明されたい。

- ① 貴社は、本総会の開催場所の変更を決定する前に、毎日新聞報道、または、「梅田スカイビル」で新型コロナの感染者が確認されていたことを知っていたか。
- ② それを知っていた場合、貴社が「梅田スカイビル」を本総会の開催場所に選定した理由、及び「梅田スカイビル」が新型コロナの感染拡大防止の観点から相当であると判断した理由。

変更後の会場は「35階」にあるため、多数の来場者が、密閉されたエレベーターでの移動を余儀なくされる。その点も踏まえて回答されたい。

- ③ 貴社は、ホームページなどで、「梅田スカイビル」で新型コロナの感染者が確認されたことを本総会前に公表しないのか。公表しない場合、公表しない理由。
- ④ ウェスティンホテル大阪は、いかなる理由で「会場の提供が困難であるとの通知」をしてきたのか、および、貴社がその通知を受領した時期。
- ⑤ 本総会に出席する株主、貴社の役員、従業員および関係者（信託銀行証券代行部およびIR会社の職員や顧問弁護士等）の生命・身体の安全確保という点で、変更後の会場で本総会を開催することが相当であると考えるか。相当であると考えられる場合には、その理由。

16. 周知のとおり、政府の「緊急事態宣言」により、大阪府は「特定警戒都道府県」に指定された。大阪府知事は、イベント主催者に対し、「規模や場所に関わらず、

開催の自粛を要請している。

貴社の株主は、8万4580名にのぼり（2020年1月31日現在）、全国各地のみならず、外国にもいる。そして、本総会では、現経営陣の刷新を求める「株主提案」がなされており、貴社および株主提案者側の活動の様子が、連日のように報道されるなど、社会の注目を集めている。それゆえ、**本総会が開催されれば、全国から、そして外国からも、多数の株主が大阪に集結することが予想される。**本総会は、紛れもなく「**大型のイベント**」である。

これに関して、次の事項について、説明されたい。

上記の要請がなされているにもかかわらず、本総会を開催することは相当であると考えるか。相当であると考える場合、その理由。

17. 日経ビジネスオンラインの2020年4月16日付「**積水ハウス、緊急事態宣言下でも開きたい株主総会**」と題する報道（掲載場所は下記のとおり。）によれば、貴社は、2020年4月8日付『**緊急事態宣言**』に伴う感染防止対策の強化」と題する代表取締役副社長の内田氏名義の文書（以下「**本社内文書**」という。）を發出している。**本社内文書は、貴社の全部場所長および関係会社代表取締役に対して、「緊急事態宣言の期間中は、集合形式の会議・研修、出張、懇親会の開催を原則禁止」**している。

これに関して、次の事項について、説明されたい。

- ① 貴社は、貴社の従業員及び関係会社の役職員を「合計何名程度」、本総会に臨場させるのか。

なお、株主総会への従業員の動員に関しては、一般に、会社が「従業員兼株主」に対して、有給休暇を取得したうえで株主の立場で株主総会に出席するよう指示または要請し、後日有給休暇を取り消す、といった取扱いがなされる場合が多いと聴いている。上記「貴社の従業員」には、貴社がこうした指示または要請をしたことにより、株主として本総会に出席することとなった従業員の数を含めて回答されたい。

- ② その人数の役職員等を本総会に臨場させることは、本社内文書の趣旨に反しないと考えるか。反しないと考える場合、その理由。

<掲載場所（URL）>

<https://business.nikkei.com/atcl/gen/19/00002/041601176/>

18. 金融庁、東証、経団連などで構成される「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」は、2020年4月15日付で「**新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について**」と題する声明文（以下「**本声明**」という。掲載場所は下記のとおり。）を発表した。本声明は、株主総会の関係者の「健康と安全が害されるリスク」を避けるため、関係者が「柔軟かつ適切に対応していくことを求める」ものである。

本声明は、「3月期決算の場合は、通常6月末に開催される株主総会の運営に関し、

以下の点を踏まえつつ、対応していくことが求められる」とし、「法令上、6月末に定時株主総会を開催することが求められているわけではなく、日程を後ろ倒しにすることは可能である」としている。

貴社は1月決算であるが、本声明の趣旨は貴社にも当然及ぶから、貴社が本総会を延期することに法律上の問題はなく、むしろ、本総会を緊急事態宣言の期間後（2020年5月7日以降）の日に延期することが、本声明が求める柔軟かつ適切な対応であるように思われる。

これを踏まえて、貴社が、本総会を「延期」することが相当でないとする理由を説明されたい。

<掲載場所（URL）>

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200415/20200415.html>

以上

株主・代理人目録

1. 株主の表示

住所

氏名



2. 代理人の表示

〒102-0083

東京都千代田区麹町3-2-4 麹町HFビル8階

法律事務所フロンティア・ロー

TEL：03-6256-9400 FAX：03-6256-9401

弁護士 平井 孝典（第二東京弁護士会所属）

弁護士 高瀬 則之（第二東京弁護士会所属）

以上